

# 有間皇子伝承像

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1987-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1563">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1563</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 有間皇子伝承像

川 上 富 吉

一 はじめに

有間皇子の作として『万葉集』に収められているのは、巻第二の挽歌部の冒頭にある、

有間皇子、自ら傷みて松が枝を結ぶ歌二首

磐代の浜松が枝を引き結び真幸くあらばまた還り見む（2・一四一）

家にあれば筥に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る（2・一四二）

の二首である。この二首は、契沖が『万葉代匠記』の初稿本で、『日本書紀』の斉明紀に伝える有間皇子の謀反事件の本  
文を引用して<sup>注1</sup>

此二首の御哥に、その折の御ころ、たましゐとなりてやとれるにや、かなしきことかきりなし。孝徳天皇の御子にて、御位につかされたまふことはなくとも、さておはしまさは、世におもくせられておはしますへきに、よしなき事お

有間皇子伝承像

もひたゝせたまひて、刑戮のはつかしめにさへあはせたまふは不思議のことなれと、此御哥の残りて、他の皇子たちの身をたもちて、よを過させたまひながら、何のしるされ事もおはしまさぬよりも、末の世まで人の知まいらすことは、ひとつに和哥の徳なり。

と、悲劇的な事件のさ中に詠んだ自作の歌として鑑賞享受されたのをはじめとして、以来、今日までの大勢となつてい<sup>注2</sup>る。しかし、実作説を堅持しながらも疑問視する見解もあり、さらに、まったくの仮託虚構説をとる見解もあつて、一樣ではない。『日本書紀』の伝承を一つの背景として、また、『日本書紀』とはちがった『万葉集』の有間皇子像を、古代の文芸の形成と展開においてのいささかの私見を述べてみたい。

## 二 『日本書紀』における有間皇子像

契沖がはじめて『代匠記』に引用した『日本書紀』の有間皇子謀反事件は、斉明紀四(658)年の十一月の条の、

十一月の庚辰の朔壬午に、留守官蘇我赤兄臣、有間皇子に語りて曰はく、「天皇の治らす政事、三つの失有り。大きに倉庫を起てて、民財を積み聚むること、一つ。長く渠水を穿りて、公粮を損し費すこと、二つ。舟に石を載みて、運び積みて丘にすること、三つ」といふ。有間皇子、乃ち赤兄が己に善しきことを知りて、欣然びて報答へて曰はく、「吾が年始めて兵を用ふるべき時なり」といふ。甲申に、有間皇子、赤兄が家に向きて、樓に登りて謀る。夾膝自づからに斷れぬ。是に、相の不祥を知りて、俱に盟ひて止む。皇子歸りて宿る。是の夜半に、赤兄、物部朴井連鮪を遣して、宮造る丁を率ゐて、有間皇子を市經の家に圍む。便ち驛使を遣して、天皇の所に奏す。

(九日)

戊子に、有間皇子と、守君大石・坂合部連藥・鹽屋連鯛魚とを捉へて、紀溫湯に送りたてまつりき。舍人新田部米麻呂、從なり。是に、皇太子、親ら有間皇子に問ひて曰はく、「何の故か謀反けむとする」とのたまふ。答へて曰はく、「天と赤兄と知らむ。吾全ら解らず」とまうす。庚寅に、丹比小澤連國襲を遣して、有間皇子を藤白坂に絞らしむ。是の日に、鹽屋連鯛魚・舍人新田部連米麻呂を藤白坂に斬る。鹽屋連鯛魚、誅されむとして言はく、「願はくは右手をして、國の寶器作らしめよ」といふ。守君大石を上毛野國に、坂合部藥を尾張國に流す。或本に云はく、有間皇子、蘇我臣赤兄・鹽屋連小戈・守君大石・坂合部連藥と短籍を取りて、謀反けむ事を卜ふ。淡路國を斷らむ。牢圍るが如くならしめば、其の事成し易けむ」といふ。或人諫めて曰はく、「可からじ。計る所は既に然れども、德無し。方に今皇子、年始めて十 九。未だ成人に及らず。成人に至りて、其の德を得べし」といふ。他日に、有間皇子、一の判事と、謀 反る時に、皇子の案机の脚、故無くして自づからに斷れぬ。其の謀止まずして、遂に誅戮されぬといふ。

という伝承である。この謀反事件の遠因は、同じく『日本書紀』における有間皇子関連記事を、煩をいとわず列記してみると、中大兄皇子と鎌足の二人を主軸とする大化改新に端を発するのである。有間皇子の父が天皇に即位しなければこの事件は起こり得なかつたのである。孝德天皇即位の事情は、その「孝德天皇即位前記」に、

天萬豐日天皇は、天豐財重日足姬天皇の同母弟なり、佛法を尊び、神道を輕りたまふ。生國魂社の樹を斷りたまふ類、是なり。人と爲り、柔仁ましまして儒を好みたまふ。貴き賤しきと擇ばず、頻に恩 勅を降したまふ。

天豐財重日足姬天皇の四年の六月の庚戌に、天豐財重日足姬天皇、位を中大兄に傳へたまはむと思欲して、詔して

曰はく、云云。中大兄、退でて中臣鎌子連に語りたまふ。中臣鎌子連、議りて曰さく、「古人大兄は、殿下の兄なり。輕皇子は、殿下の舅なり。方に今、古人大兄在します。而るを殿下陟天皇位さば、人の弟恭み遜ふ心に違はむ。且く、舅を立てて民の望に答はば、亦可からずや」とまうす。是に、中大兄、深く厥の議を嘉したまひて、密に以て奏聞したまふ。天豐財重日足姫天皇、璽綬を授けたまひて、位を禪りたまふ。策して曰はく、「咨、爾輕皇子」と云云。輕皇子、再三に固辭びて、轉古人大兄更の名は、古人大市皇子に譲りて曰はく、「大兄命は、是昔の天皇の所生なり。而して又年長いたり。斯の二つの理を以て、天位に居しますすべし」といふ。是に、古人大兄、座を避りて遠巡きて、手を拱りて辭びて曰さく、「天皇の聖旨に奉り順はむ。何ぞ勞しくして臣に推讓らむ。臣は願ふ。出家して、吉野に入りなむ。佛道を勤め修ひて、天皇を祐け奉らむ」とまうす。辭び訖りて、佩かせる刀を解きて、地に投擲つ。亦帳内に命せて、皆刀を解かしむ。即ち自ら法興寺の佛殿と塔との間に詣でまして、髻髮を別除りて、袈裟を披着つ。是に由りて、輕皇子、固辭ぶること得ずして、壇に升りて即祚す。

とあつて、孝徳天皇の即位によつて、有間は一挙に皇子の地位を得ることとなり、皇位継承の有資格者となつたのである。時に六歳であつた。注6なお、孝徳紀大化元(645)年条に、

大化元年の秋七月の丁卯(二日)の朔戊辰に、息長足日廣額天皇の女間人皇女を立てて、皇后とす。二人の妃を立つ。元の妃、阿倍倉梯麻呂大臣の女を小足媛と曰ふ。有間皇子を生めり。次の妃、蘇我山田石川麻呂大臣の女を乳娘と曰ふ。

とあつて、孝徳天皇の唯一の皇子であつたことが知られる。孝徳天皇は中大兄皇太子と鎌足らによつて一時的に即位させられただけの実権のない天皇であつたらしい。そのことを示す好例が、孝徳紀白雉四(633)年条に、

是歳、太子、奏請して曰さく、「冀はくは倭の京に遷らむ」とまうす。天皇、許したまはず。皇太子、乃ち皇祖母尊・間人皇后を奉り、并て皇弟等を率て、往きて倭飛鳥河邊行宮に居します。時に、公卿大夫・百官の人等、皆隨ひて遷る。是に由りて、天皇、恨みて國位を捨りたまはむと欲して、宮を山碕に造らしめたまふ。乃ち歌を間人皇后に送りて曰はく、

鉗着け 吾が飼ふ駒は 引出せず 吾が飼ふ駒を 人見つらむか

とある事件である。この事件は、時に十四歳であつた有間皇子の心に中大兄皇子への反感を育てるに充分な出来事であつたと見えよう。さらに、この事件がもととなり、孝徳天皇は崩御することとなつた。孝徳紀白雉五（654）年条に、

冬十月の癸卯の朔に皇太子、天皇病疾したまふと聞きて、乃ち皇祖母尊・間人皇后を奉りて、并て皇弟・公卿等を率て、難波宮に赴く。壬子に、天皇、正寢に崩りましぬ。仍りて殯を南庭に起つ。小山上百舌鳥土師連土徳を以て、殯宮の事に主らしむ。十二月の壬寅の朔己酉に、大坂磯長陵に葬りまつる。

とあつて、時に有間皇子は十五歳であつた。父孝徳天皇の葬儀は短時日（十月十日に崩御、十二月八日に埋葬。その間約二カ月）に、簡略（小山上は養老令の正七位上に相当する下級官吏である）に執行された。このことは、改新の詔（大化二（646）年三月二十二日条）の、いわゆる「薄葬令」に、

夫れ王より以上の墓は、其の内の長さ九尺、濶さ五尺。其の外域は、方九尋、高さ五尋。役一千人、七日に訖しめよ。其の葬らむ時の帷帳の等には、白布を用ゑよ。輜車有れ。

とあるが、天皇については別格であると思われる。ちなみに、舒明天皇の場合は、

十三年の冬十月の己丑(九日)の朔(十日)丁酉(十八日)に、天皇、百濟宮に崩りましぬ。丙午(十八日)に、宮の北に殯す。是を百濟の大殯と謂ふ。

是の時に、東宮開別皇子、年十六にして誅したまふ。(舒明紀十三(641)年条)

甲午(十三日)に、初めて息長足日廣額天皇の喪を發す。是の日に、小徳巨勢臣徳太、大派皇子に代りて誅す。次に小徳

栗田臣細目、輕皇子に代りて誅す。次に小徳大伴連馬飼、大臣に代りて誅す。乙未(十四日)に、息長山田公、日

嗣を誅び奉る。辛丑(二十日)に、雷三東北の角に鳴る。庚寅(九日)に、雷二東に鳴りて、風ふき雨ふる。壬寅(二十一日)に、息長足日

廣額天皇を滑谷岡(六日)に葬りまつる。(皇極紀元(642)年十二月条)

九月の丁丑の朔壬午(六日)に、息長足日廣額天皇を押坂陵に葬りまつる。(皇極紀二(643)年条)

とあって、崩御の日から埋葬まで約一年二カ月の期間があった。また、孝徳天皇の折には誅の記録はないが、舒明天皇の場合は小徳位(養老令で従四位に相当)が奉っているという大差がある。このようなちがいを十五歳で父を喪った有間皇子は心よく思わなかったと考えていいであろう。そして謀反事件の前年の斉明三(657)年に、

九月(ながつき)に、有間皇子(ありまのみこ)、性(ひととな)點(な)くして陽狂(やうきやう)すと、云云。牟婁温湯(むろのゆ)に往(ゆ)きて、病(やまひ)を療(な)むる偽(まね)して來(ま)、國(くに)の體勢(なり)を讚(ほ)めて曰(いは)はく、纒(ひた)彼の地(こころ)を觀(み)るに、病自(おの)づからに蠲消(のぞ)りぬ」と、云云。天皇(みかど)、聞(き)しめし悦(よろこ)びたまひて、往(おは)しまして觀(み)さむと思(おも)欲(ほ)す。

とあり、「陽狂す」(狂人をよそおった)というのは、皇位継承の有力候補とみられていることからの逃避であったと思わ

れる。それは、おそらへ、父の死の直後から始まった保身のための偽装であったと見てよいであろう。十五歳から十八歳までの三年に及ぶ「陽狂」をよそおいつづけることは大変な心労であったろうと思われる。古人大兄皇子や蘇我倉山田石川麻呂の事例を知る有間皇子にとっては危険な三年であったが、さらに翌斉明四年の事件の時は十九歳である。中大兄皇子が蘇我入鹿を誅殺し、大化改新を断行したのが十九歳の時であることを思い合わせてみれば、十九歳という年齢は、中大兄皇子にとっても有間皇子にとってもともに危険な年齢であったと考えてよいであろう。そこに、この運命の悲劇が起り得たもう一つの要因があったと言えよう。

以上のように、『日本書紀』に見える有間皇子関係の記述を読んで、指摘されるいくつかの問題の中、一、二について付記しておこう。

一つは、斉明紀三年九月の条に、

有間皇子、性黠ひととなりごとくして陽狂うはりくるひすと、云云。

と記述されている点である。田辺幸雄幸7は、

「黠」は大辭典によれば サトシ・サカシ・ワルカシコシ等の訓み方があり、質堅くして黒色なるもの・笨に通じて、悪才ありてかしこき義、とある。黠慧といえはわるがしこい智慧である。すばしこく、ござかしく、腹の中で何を考えているかわかったものではない、といった種類の利口さなのであろう。皇子の性に關しては思い切つて惡意的な書き方がしてあるといつてよい。

人の性の善惡を日本書紀がどのように記載しているか、を調べてみると、その大部分は善意を以て行われている。



△中略▽真にはつきりした悪意の例は、「夫長髓彦稟性イヌカシマニモトリキ 悞カ恨ニ」（神武紀）一つしか私は見出すことが出来なかつたのである。とすると、有間皇子がこうした扱いを受けていることは特異例中の特異例と言わねばならない。こゝには何か事情がありそうである。

と、指摘し、さらに、

「性黠」というひどい紹介の爲方、「陽狂」という奸策遂行者としての述べ方、これは天智系の資料の冒頭をなしていたものであらう。

と、『日本書紀』編述の際の一資料（天智系）とする見解や、石母田正の注、

古記録をそのまま引用した文體であるとしても、その故をもつてそれが事實であつたことの證據にはなしがたいであらう。そこには有間の皇子の人物にたいする一種の悪意ある書き方および謀叛がすでに前年から計畫されてゐたことをしめすことによつて、皇太子の挑發と謀殺を合理化しようとする編述ぶりがみられるからである。△中略▽このやうな性質の書紀の歴史記述にたいして、有間皇子の二首そのものが客觀的には一つの抗議の役割、いひかへれば後世のものがそれを通じて古代政治の非人間性と闇黒と、そこにおける犠牲を感性的に認識するための一つの導きの糸としての役割をなし、また前述のやうにそのやうな役割を古代以來現實に果してきたのであつた。事件から一切はなれて、歌だけを鑑賞するといふ態度は、この歴史を否定するものであつて、正しい態度とはなしがたいのである。

という見解は、『日本書紀』を下敷きにして『万葉集』の形成を考える一つの読み方に貴重な視点を与えてくれたことになる。

二つは、謀反事件の首謀者として、斉明紀四年十一月条の「或本」中の「ふなぐさ船軍」に着目し、塩屋連鯛魚を比定する高橋重敏の注9見解の要点を引用すれば、

- (1) 有間皇子の事件に連坐して、鹽屋連鯛魚が特に斬刑に處せられてゐるのは、謀叛に深く關係するらしいこと。
- (2) 有間皇子の謀叛計劃に具體的な水軍の利用が考へられてゐるが、之は豫め紀伊の水軍と連繫がとれてゐたらしい事實を推測せしめること。
- (3) 紀伊水軍と昔より關係の深いものは武内宿禰及びその後裔であるが、鹽屋連こそは、その後裔に當つてゐること。
- (4) そして紀伊國日高郡に鹽屋の地名があり、ここが鯛魚の一據點となつたのではあるまいかと思はれること。

というものである。この着目を一歩すすめれば、『日本書紀』編述の際の一資料、古記録の一つとして「塩屋連家記」のようなもの存在を考へることができよう。さらには、有間皇子の母方の阿倍氏の注10家記のようなもの存在も考えあわせよよいであらう。このあたりに、『日本書紀』と『万葉集』のちがいを発見する作業の端緒があるように思われるのである。

### 三、『日本書紀』と『万葉集』とのちがい

右のように、『日本書紀』における有間皇子關係の伝承を読んできたが、そこには『万葉集』に伝えるような有間皇子

の歌は見当らないのである。これは二書の大きなちがいである。『紀』に収める歌―「歌」というよりも「歌謠」と呼ばれるものは、舒明紀から持統紀までの間に、

- (1) 舒明前紀 時の人の歌(紀一〇五)
- (2) 皇極元年 蘇我蝦夷の歌(紀一〇六)
- (3) 皇極二年十月 童謠(紀一〇七)
- (4) 皇極三年六月 猿の歌(紀一〇八)
- (5) 〃 謠歌(紀一〇九、一一一)
- (6) 皇極三年七月 時の人の歌(紀一一二)
- (7) 大化五年三月 野中川原史満の歌(紀一一三、一一四)
- (8) 白雉四年 孝徳天皇の歌(紀一一五)
- (9) 斉明四年五月 斉明天皇の歌(紀一一六、一一七)
- (10) 斉明六年 童謠(紀一二二)
- (11) 斉明七年十月 中大兄皇子の歌(紀一二三)
- (12) 天智九年四月 童謠(紀一二四)
- (13) 天智十年正月 童謠(紀一二五)
- (14) 天智十年十二月 童謠(紀一二六、一二八)

の十四カ所であって、有間皇子の歌は見当らない。個人の詠作として歌われているのは、(8)の孝徳天皇の歌・(9)の斉明天

皇の歌・(1)の中大兄皇子の歌である。(8)は、河内国の飼部まひぶで歌われていた謡物が孝徳天皇に結びつけられたまでで実作ではないし、(9)は、秦大蔵造萬里の代詠であったらしいし、(11)は、瀬戸内の港町での謡物であったらしく、もちろん個人の実作ではないのである。<sup>注11</sup> こうした『紀』の編述態度からと、先に指摘した有間皇子に対する悪意ある記述に対して、『万葉集』巻二の編者は、もともとは旅の習俗の謡い物的な作品を、皇子の死に際しての心情を詠じたものとして題詞中の「自傷」の語で梓づけして、「客観的には官符の史書の記述にたいする抗議としての役割をにな」<sup>注12</sup> わせたのであり、また、「羈旅」の歌としてではなく、「挽歌」部の冒頭に伝えたのは、「悲劇の皇子の慰霊・鎮魂の意をこめているに相違なく、ここに『万葉集』のもつ鎮魂歌集的性格を認め」<sup>注13</sup> させようとする一つの有間皇子歌物語の形成という文学的営為が働いていたと言つてよいであろう。

#### 四、「自傷」について

題詞の「自ら傷みて」(自傷)のもつ意味は大きいといえる。三塚貴は、<sup>注14</sup>

いわば、題詞がこの歌を皇子の事件と結びつけているのである。中でも、「自ら傷みて」という語の我々に与えるものは大きい。この歌から皇子の苦しみを感じ取るのは、この語の余韻の中で我々が歌を読んでいるからだとも言えよう。そのように題詞というのは、歌に對しようとする時の心の姿勢を規制する。この歌に對した時、我々の心は既にこの語によつてかすかに揺らがされているのである。

として、「自傷」の意味を追究した。ちなみに、巻二の挽歌部の題詞を、「自傷」および類似表記のものを列記してみると、

自傷	(一四一)
哀咽	(一四三)
哀傷	(一六五)
慟傷	(一七一)
悲傷	(二〇三)
哀慟	(二〇七)
自傷	(二二三)
悲嘆	(二二八)

となり、「自傷」の例は、有間皇子ともう一カ所、「柿本朝臣人麻呂、石見国に在りて死に臨みて自ら傷みて作る歌一首」(二三三)の二カ所にあるだけである。「悲嘆」の例は「寧楽宮」時代の和銅四年の作であり、増補部の作品とみられるので、「原万葉」では、有間皇子の場合と柿本人麻呂の場合とが首尾呼応していることに気付くのである。この点に着目した大室精一<sup>注16</sup>は、

その巻二挽歌原撰部を具体的に作品で眺めるなら、「結び松歌群」ではじまり、「人麻呂臨終歌群」で閉じていることがわかる。「自ら傷みて」の題詞表現は、その両歌群のみに使用されているので、それらが偶然でない限り「自ら傷みて」という表現は、この巻の挽歌部の形成に密接に関連してくるように思われる。

と指摘している。さらに、福沢健<sup>注17</sup>は、

一四一・二番歌と謀反事件とを結びつけているのは、題詞の「自傷」の文字と、この二首を挽歌として扱う卷二編者の編纂態度とによる。「自傷」という言い方は謀反事件を念頭に置いた言い方であり、挽歌部に収められたのは、この二首を臨死歌に類するものとして編者が理解していたことを示す。

とし、臨死歌の形成を認め、「本来的には自傷歌ではなく、後人の手によって仮託・転用されたことを暗示している」ものだとした。このように、題詞「自傷」の持つ意味は作品鑑賞にとつて不可欠の条件なのであって、有間皇子の二首の歌は題詞「自傷」の語がなかったとしたら、ただ単なる無個性的な旅の歌でしかないことを認めることができる。

さらに、題詞中の「松が枝を結ぶ」という条件も、一四一番歌にのみかかるわけではなく、二首目の一四二番歌をも規制する要素であることは言うまでもないことである。

## 五、「磬代」について

『日本書紀』の伝承と、『万葉集』との大きな異同の第二は、「磬代」の土地が登場するかしないかである。この点に着目した福沢健は、<sup>注18</sup>

まず、自傷歌及び追悼歌群の題詞を見ていくと、「有間皇子自傷結松枝歌」(2・一四一)、「長忌寸意吉麻呂見結松哀咽歌」(2・一四三)、「大宝元年辛丑幸于紀伊国時見松枝歌」(2・一四六)というように、全て松が枝にその興味の中心があることに気づかされる。すなわち、一四一・二番歌で悲劇の中心として取り扱われている岩代の松は、追悼歌群においても同様の取り扱いを受けているのである。一方、日本書紀に目を転じてみると、斉明四年十月の条

に出て来る地名は「紀温湯」「市徑」「藤白坂」のみであって、肝腎の岩代については何ら記されていない。斉明紀の筋立から言えば、悲劇の中心は、むしろ皇子の処刑された藤白坂になるはずである。

とし、悲劇の中心地の異同を問題にし、

自傷歌及び追悼歌群の形成の背景となった有間皇子物語では、その悲劇の中心が岩代の松にあり、斉明紀の所伝では藤白坂に悲劇の中心がある。このように、万葉集と日本書紀の伝承は、同じ有間皇子謀反事件を扱っているが、その内容は異なっているようである。斉明紀四年十月の条には、「或本云」として一つの異伝が載せられているが、この事実にもとづいて考えれば、有間皇子に関する数々の異伝が流布されていたことが推定される。一四一〜六番歌を支える有間皇子物語も、その一つであったのではあるまいか。

と推定した。そして、では何故、『万葉集』における中心が「磐代」の「松」であったのかを追究しているが、何故「磐代」かについては不十分である。その点、前述した高橋重敏・境田四郎の指摘する塩屋連鯛魚の進言した「船師(水軍)」の根拠地として、

紀の異傳に録する有間皇子の言葉「疾く船師を以て淡路國を斷ち、牟に圍れる如くならしめば、其の事成り易からむ。」といふ記載によれば、伊勢國からの水軍の行動では遅きに失するであらう。そこで浮び上る水軍根據地は、牟婁行宮と淡路國を斷つ加太との略中間に存する鹽屋の地である。

とし、さらに『新撰姓氏録』河内皇別に、

鹽屋連 武内宿禰男。葛城曾都彥命之後也。日本紀合

とあるのを引いて、

鹽屋連は武内宿禰の後裔葛城曾都彥命の後に分枝した氏族であつて、古來よりの名門の出である。そして武内宿禰が紀伊と深く結ばれてゐることは日本紀・古事記その他の所傳によつて周知の通りである。よつて私見では、紀伊國日高郡の鹽屋地名を牟婁行宮攻撃及び淡路國を斷つ水軍に關聯すると推定するのである。

と推定した<sup>注19</sup>鹽屋を南へ下ると磐代の地であり、その南の対岸に牟婁の地が眺まれるのである。こうした点から考えれば、有間皇子の磐代歌群の成立に鹽屋連氏の家記のようなものの存在を推定してみることもできよう。

## 六、おわりに

『万葉集』卷二、挽歌部冒頭を飾る「有間皇子自傷結松枝歌二首」の形成を考えるのに、後統の四首とその作者である長意吉麻呂・山上憶良・柿本人麻呂らの関連をも含めて考察する必要があるのであるが、今回は紙幅の都合もあり割愛したい。しかし、既に拙稿「長忌寸意吉麻呂<sup>注20</sup>伝考」において、長直阿利麻の存在や、意吉麻呂の作歌は持統四年九月の紀伊行幸時の作であることと、川島皇子・山上憶良の異伝をもつ「卷一、三四」番歌が角麻呂<sup>注21</sup>の異伝を持つことなどについての私見を述べておいたが、さらに今後の課題としてこの稿を閉じることにする。



注1 契沖の『代匠記』に、『日本書紀』の孝徳紀・齊明紀の記事を引用して、「かくのこともくなれば、十一月十日に磐代の濱を過たまふとて、我運命いまた盡すして、事の始終を申ひらき、それをきこしめしわけてたすけたまはし、又かへりて此松をみると、神のたむけに引むすひて、つゝかなからんことをいのりてよませたまへるなるへし。されともそのかひなくて、十一日に藤白坂にして身まかりたまへれば、後の人、その松の猶結はれなからあるをみて、なげきける哥をも此つゝぎに載たり。一條禪閣の哥林良材集にかゝせたまへる注もあやまりたまへるゆへに、今つふさに日本紀をひけり。〔初稿本〕「先達ノ説ノ中ニ、日本紀ヲ能考サル事アル故ニ、今引テ始終ヲ明セリ。〔精撰本〕とあるが、「有間の皇子は孝徳天皇の御子なり。齊明女帝の御時。蘇我亦兄と心をおなしくして。御門をかたふけんとせしか。紀伊國のいはしるといふ所にありて。心ざしのとけかたからん事をうれへて。其所にありける松の枝をむすひて手向にして。此歌を讀置て外へいて侍り。其間に赤兄かしかくの人此松の事をよめる歌。同萬葉にのせ侍り。〔歌林良材集〕下、岩代の結松事。」「是は人王卅七代孝徳天皇子に有間王子と申すおはしましけり。此王子位をたち給ふまじきけしきを御門御覽して、位を讓奉り給はさりしかは、うらみ奉りてあくかれありき給ひけるか、奉りて、ゆひころし奉る時、皇子よみ給ひて、松にむすひつけ給へる歌也。」〔萬葉集之百首聞書〕などを指すのであらう。

注2 「この歌は行宮へ送られる途中磐代（今の紀伊日高郡南部町岩代）海岸を通過せられた時の歌である。」「吾等の常識では「草枕旅にしあれば」などと、普通羈旅の不自由を歌っているような内容でありながら、そういうものと違つて感ぜねばならぬものを此歌は持っているのはどうか。これは史實を顧慮するからというのみではなく、史實を念頭から去つても同じことである。これは皇子が、生死の問題に直面しつゝ経験せられた現実を直にあらわしているのが、やがて普通の羈旅とは違つたこととなつたのである。写生の妙諦はそこにあるので、この結論は大体間違の無いつもりである。」（斎藤茂吉『萬葉秀歌』昭和十三年十一月）、「皇子のかかる特殊な悲劇的な状況からこの二首をきりはなして、それだけ評價することも可能であるが、しかしそれは記紀歌謡の一首々々をその制作状況からきりはなして評價するのは異つた意味においてである。記紀歌謡の多くも、何らかの歴史的事件やそのなかににおける特定の人物と結びつけられてはいるが、いづれも記紀の編者の作意になるもので、兩者のあひだには內的、必然的な結びつきがなく、したがつて兩者を切り離すことがむしる必要であつたのであるが、有間皇子の二首にあつては、齊明四年十一月における有間皇子の叛といふ一回的な歴史的事件、およびそのなかににおける皇子の悲劇的立場をぬきにしては享けとることができないやうな內的、必然的關係が兩者のあひだに存在してをり、契沖や眞淵のやうな評價の仕方をしりぞけることはできないのである。」（石母田正「初期万葉とその背景―有間皇子・間人連老・軍王の作品について―」『萬葉集大成第五卷』所収、昭和二十九年十二月）、「有間皇子」（有精堂版『萬葉集講座第五卷』昭和四十八年十二月）、阪下圭八「真幸くあらばまたかへり見む―有間皇子の歌について―」（『日本文学』24巻9号、昭和五十年九月）など。

注3

「はつきり言える一つことは、兩歌共に、集中した悲しみの歌とか悲しみを凝集的表現に盛り上げた歌とかいうようなものではない點である。」「前者では「ま」の頻出が一つの律調を形作り、後者には四種の繰返し乃至類音が一首の中で奏でられている。このような技法が個性的詩歌の境地に遠く、古代口承歌や民謡の類に近いことはいうまでもない。」(田辺幸雄「有馬皇子」〔國語と國文学〕29卷1号、昭和二十七年一月)、「有間皇子の歌が齊明天皇四年十一月の判と結びつけて考へられ、皇子が捕へられて紀伊牟婁の行宮に送られる途中の作であることは殆んど確かなところである。そしてこの歌は、この特殊な状況に密着した皇子の心境であることもいふまでもない。」「浜松が枝をひき結び」「飯を椎の葉に盛る」と、作者の、その時その場における自己の行為がとらへられて、無限の感慨は、この奥にこめられてゐるとみられる。蓋しこの背後の慟哭がいかほど悲劇的であらうと、歌に表現されたものの範圍においては「まさしくあらば又かへりみむ」といふどこかおつとりした悲願であり、又旅路の不便にもなふ淡い歎きの声なのである。この歌に伴ふ詞書や歴史的事実を綜合しての、この歌全体の鑑賞からうかゞへる皇子の悲劇的精神は、歌それ自体の悲劇的精神にはこの際なつてゐないので、この間には「一応の区別がなされねばならないであらう。」(青木生子『日本抒情詩論』昭和三十一年一月)、高木市之助「万葉集に於ける歴史の意味」〔國文学〕11卷13号、昭和四十一年十一月号)など。

注4 「卷二の挽歌、意吉麻呂作以下の四首は、有馬以後の形である。どだい、有馬皇子の結び松の話からして、藤白坂との地理關係から見ると、どうやら、有馬の名は、假託せられたに過ぎない様なのである。」(折口信夫「万葉集短歌論講」『アララギ』13卷11・12号、大正九年十一月、後『折口信夫全集第廿九卷』所収)、「この事件についての日本紀の記述は、その叙事詩の影響を受けている。皇子の家のあつた市経(南生駒村一分か)から藤白の坂、磐代を経て牟婁へ、さらに磐代を経て藤白へ、かなりの道のりを一瀉千里に飛んでいるのは、現実の歴史の時間といふより、叙事詩の時間なのである。往きに磐代で歌を詠み、還りにもう一度磐代を通じて藤白で統首されているのは、一応形式的に、磐代の道の神が約束を守つたという形を取つてゐるのだから。叙事詩の主題としては、そうしなければならぬところである。この歌は、だから皇子の実作と見るのは当らず、叙事詩的虚構が凝つて結晶させた抒情詩の精隨といふべきである。」(山本健吉『万葉百歌』昭和三十八年八月)、「この歌の背景としての歴史的事実を忘却した時には、ある種の歴史書が、かつて引用したように、行路の安全を祈る習俗や古代の旅の不便を嘆じたものと誤解されるほどの歌なのである。しかし、そういう誤解をふせごうとする配慮は、「有間の皇子の自ら傷みて松が枝を結べる歌二首」という題詞中「自傷」というたつた二つの「文字」にあらわされているのだといわれるのである。このただの一言が、皇子の平常時の旅の歌だつたかもしれない二首の歌を、歴史の中に、はつきりとつなぎとめ、それが、伝承の機縁となつたという仮説さえ可能になるかと思う。」(久米常民『万葉集の文学論的研究』昭和四十五年三月)、露木悟義「有間皇子の悲劇」(上代文学会編『古代史を彩る万葉の人々』所収、昭和五十年六月)など。

- 注5 以下に引用する『日本書紀』は、岩波書店版日本古典文学大系本『日本書紀』(上・下)に拠る。
- 注6 大系本の頭注に「皇位継承の有力候補とみられていたためか」とある。
- 注7 田辺幸雄「有間皇子」(『国語と国文学』29巻1号、昭和二十七年一月)。なお、境田四郎「有間皇子の歌をめぐって」(『女子大文学』国文篇41号、昭和三十八年三月)にも言及がある。
- 注8 石母田正「初期万葉とその背景―有間皇子・間人連老・軍王の作品について―」(『万葉集大成第五卷』所収、昭和二十九年十二月)。
- 注9 高橋重敏「塩屋連鱒魚寸放」(『日本上古史研究』59号、昭和三十六年十一月)。境田四郎「有間皇子をめぐって」(注7)。
- 注10 阿倍氏の家記に当るものが存在したであろうことは、持統紀五年条に、「八月の己亥の朔辛亥に、十八の氏大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・阿曇。に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。」とあり。大系本『日本書紀』の頭注および補注の指摘によって分明できる。
- 注11 山路平四郎『記紀歌謡評釈』(昭和四十八年九月)。
- 注12 注8と同じ。
- 注13 桜井満『万葉集の風土』(昭和五十二年十一月)。
- 注14 三塚貴「自傷―有間皇子の歌の題詞の意味―」(『日本文芸論稿』4号、昭和四十七年九月)。
- 注15 通説による。たとえば「挽歌は「柿本朝臣麻呂死時妻依羅娘子作歌二首」(あるいは「丹比真人闕名擬柿本朝臣麻呂之意報歌一首」を含む)までであった」(奈良橋善司「万葉集の編纂年代」有精堂版『万葉集講座第一巻』所収、昭和四十八年十一月)など。
- 注16 大室精一「『結び松歌群』の形成」(『万葉研究』創刊号、昭和五十三年一月)。
- 注17 福沢健「有間皇子自傷歌の形成」(『上代文学』54号、昭和六十年四月)。
- 注18 注17と同じ。
- 注19 注9と同じ。
- 注20 拙稿「長忌寸意吉麻呂伝考」(『大妻女子大学文学部紀要』3号、昭和四十六年三月)。なお、文中「この持統四年時の行幸には、有間皇子事件の重要参考人(証言者)であった川島皇子が」とあるが、「有間」は誤記であるので「大津」に訂正いたします。
- 注21 なお、拙稿「角麻呂伝考」(『大妻女子大学文学部紀要』7号、昭和五十年三月)がある。